

[事案 2022-208] 手術給付金支払請求

・令和5年5月15日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、手術給付金が支払われなかったことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

左加齢黄斑変性に罹患し、平成29年8月から令和3年8月まで、合計16回、硝子体内注射を受けたため、平成3年3月に契約した定期保険特約付終身保険にもとづき手術給付金を請求したところ、約款所定の手術に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、手術給付金を支払ってほしい。

- (1)約款には、支払事由とされる硝子体観血手術がどのような手術であるか、詳細事項の記載がない。
- (2)調査した結果、硝子体内注射は硝子体観血手術であると記載されていた。また、医師の作成した診断書に、硝子体内注射が手術であると記載されていることからすれば、硝子体内注射は硝子体観血手術に該当する。
- (3)契約後に受領したご契約のしおりには、本契約の名称の記載がなく、保険会社の主張の根拠となる約款が、本契約のものであるか否かが疑問である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が受けた硝子体内注射は、新生血管の活動を低下させ、炎症・浮腫を防ぐことを目的に薬剤を投与するために行われるもので、注射を用いて薬剤を硝子体に投与する行為にあたり、約款に記載の「生体に切断、摘除などの操作を加え」るものではなく、点滴等と同様に薬剤の投与のための処置と考えられる。
- (2)診療報酬点数表では、手術ではなく注射に分類されていることから、手術給付表上の手術にはあたらない。
- (3)本契約の約款と、申立人が保管する約款は適合しており、約款の表紙には定期保険付終身保険の総称が記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、手術に関する経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、手術給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。